

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、訪問看護ステーションの看護師その他の従事者が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、ターミナルケアにおいては、心身及び精神状態を踏まえたくうで利用者及び家族の意向に沿った看取りを支援する。

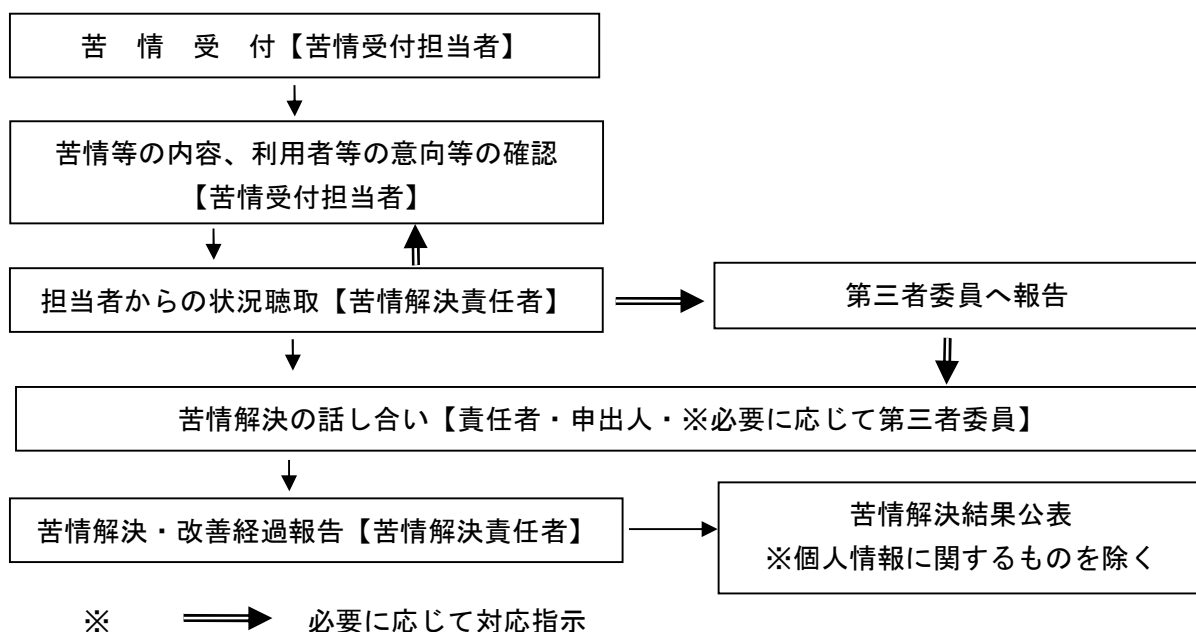
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 当事業所が提供するサービスについての苦情・相談窓口

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

	電話番号	担当
当事業所	0774 (25) 1150	管理者 山田 敦子
京都府国保連合会	075 (354) 9050	介護保険課
宇治市役所	0774 (20) 8731	健康長寿部介護保健課
京都市伏見区役所	075 (611) 2279	保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
京都市伏見区役所醍醐支所	075 (571) 0003	保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
京都市山科区役所	075 (592) 3050	保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
久御山町役場	075 (631) 9903	民生部住民福祉課
京都悠仁福祉会	0774 (25) 2577	苦情解決責任者 (施設長) 高屋 範夫

苦情対応方法



3. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名及び事業所名称	社会福祉法人 京都悠仁福祉会 訪問看護ステーションふくろう
所在地	京都市宇治市宇治里尻 36-35
サービス及び指定番号	訪問看護/介護予防訪問看護 (2661290151)
サービスを提供する地域	原則として宇治市・京都市伏見区向島・桃山・醍醐支所館内 山科区・久御山町市田・久御山町林中垣内

※ 上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師等	看護師等	2名	3名	5名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0名	0名	0名

※ 管理者は看護師等と兼務（常勤兼任）

(3) サービス提供時間

月曜日～金曜日	8:45～17:00	
土曜日・日曜日	原則休業	年末・年始(12/30～1/3)を含む

※ 緊急時訪問看護加算対象者の方は24時間対応いたします。

※ 上記時間帯以外の場合は料金が異なります。

4. サービス内容

医師の指示のもと居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する「居宅サービス計画」又は介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

【在宅療養の援助】

- 病状のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など、心の健康、生活動作、病気の予防など）
- 身体の清潔のお世話、食生活の指導・援助、排泄のお世話
- 療養環境整備
- 寝たきり床ずれ予防のためのお世話、コミュニケーションの援助
- 慢性疾患の看護と療養生活の相談
- 医師の指示の医療処置（床ずれ・その他の創部の処置・留置カテーテルの管理等）
- 服薬指導・管理などの相談

【リハビリテーション】

- 住環境整備（家屋改造・改善等）
- 日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）

【介護相談】

- 同法人の居宅介護支援事業所等とともにあらゆるご相談サービス利用のお手伝いをいたします。

5. 利用料

（１）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費を受給されている方は利用料を全額又は一部免除されます。

【料金表－基本料金・昼間－】（１回の訪問につき）

○介護予防訪問看護（要支援１～２）

看護師

		1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/>	20分未満	315円	630円	944円
<input type="checkbox"/>	30分未満	469円	938円	1,407円
<input type="checkbox"/>	30分～1時間	826円	1,651円	2,476円
<input type="checkbox"/>	1時間～1時間30分	1,133円	2,266円	3,398円

准看護師

		1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/>	20分未満	284円	567円	851円
<input type="checkbox"/>	30分未満	422円	844円	1,266円
<input type="checkbox"/>	30分～1時間	743円	1,486円	2,229円
<input type="checkbox"/>	1時間～1時間30分	1,019円	2,038円	3,057円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 1回	-	-	-
<input type="checkbox"/> 2回	-	-	-
<input type="checkbox"/> 3回	-	-	-

○介護訪問看護（要介護1～5）

看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	327円	653円	979円
<input type="checkbox"/> 30分未満	490円	980円	1,470円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	856円	1,711円	2,567円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,173円	2,345円	3,517円

准看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	294円	588円	882円
<input type="checkbox"/> 30分未満	441円	882円	1,323円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	770円	1,540円	2,310円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,056円	2,111円	3,167円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 1回	-	-	-
<input type="checkbox"/> 2回	-	-	-
<input type="checkbox"/> 3回	-	-	-

（1回あたり20分）

※ 基本利用料に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本と異なる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とします。

【料金表－加算－】

（1回につき）

	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7円	13円	19円	勤続7年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4円	7円	10円	勤続3年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等

<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護実施加算 (30分未満)	265円	530円	794円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護実施加算 (30分以上1時間未満)	419円	838円	1,257円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算 (1時間30分以上)	313円	626円	938円	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える場合

(月1回)

	1割負担	2割負担	3割負担		
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算	599円	1,197円	1,795円	契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準より24時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護契約書:第13条第2項)
<input type="checkbox"/>	特別管理加算(I)	521円	1,042円	1,563円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とされる方
<input type="checkbox"/>	特別管理加算(II)	261円	521円	782円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算	2,084円	4,168円	6,252円	亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上にターミナルケアを行った場合、当該者の死亡月につき加算する。*亡くなられた場所は問わない(自宅、病院等)
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	261円	521円	782円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(I)	574円	1,147円	1,720円	介護訪問看護(要介護1~5)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(II)	209円	417円	626円	介護訪問看護(要介護1~5)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算	105円	209円	313円	介護予防訪問看護(要支援1~2)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合

(その他)

	1割負担	2割負担	3割負担		
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	642円	1,284円	1,926円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生

				活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	
□	初回加算	3 2 1 円	6 4 2 円	9 6 3 円	新規に訪問看護計画を作成した方に対して、訪問看護を提供した場合

(2) 交通費

3. (1)に定めるサービスを提供する地域以外の方は、公共の交通機関利用相当の実費を徴収致します。

(3) その他

- ・ 死後の処置を行った場合、12,100円徴収いたします。
- ・ 契約者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用を負担します（訪問看護契約書：第6条第4項）。
- ・ 料金のお支払い方法
事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月の最初の訪問時に手渡します（訪問看護契約書：第6条第2項）。
お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に確認いたします。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

主治医	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護支援事業所又は 介護予防支援事業所	氏 名	
	連 絡 先	

7. 料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

8. 個人情報の利用目的について

当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- ① 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ② 業務の維持・改善のための資料

- ③ 学生の実習への協力
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 業務上必要な行政への対応
- ⑥ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ⑧ 当該事業所からの案内
- ⑨ 第三者評価及び外部監査

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、府・市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。別途処理要項を定める。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行なうものとします。

10. 身体拘束の禁止について

- ・利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。
- ・事業者は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

11. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

12. 感染症対策について

職員が感染予防対策を常時実施し、利用者への感染源及び感染経路の遮断を行い予防に努めます。

- ・スタンダードプリコーション（標準予防策）を感染予防の基本指針とし、感染予防に努めます。
- ・感染症対策のための指針を整備し、対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対し、感染症対策のための研修を定期的実施するとともに、訓練（シュミレーション）を行います。

13. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシュアルハラスメント）

10. 第三者評価の受診状況

事業者では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受診しています。

直近の受診年月日：令和3年3月18日

評価機名称：一般社団法人 京都私立病院協会

評価結果につきましては、当施設ホームページ及び京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・ 訪問看護ステーションふくろう

<http://www.takedahp.or.jp//groupwelfare/kyotoninchisho/>

- ・ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

<http://kyoto-hyoka.jp/>

11. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

12. この説明書の内容は令和6年4月1日より適用いたします。